

一般社団法人福島県発明協会入会のご案内

福島県発明協会は、昭和13年10月に社団法人発明協会福島県支部として創設されましたが、平成22年12月に一般社団法人福島県発明協会として独立し、発明の奨励、青少年の創造性開発・育成、知的財産権制度の普及啓発等の活動を行っております。

- 〔発明の奨励〕 福島県発明展の開催、全日本学生児童発明くふう展への推薦、東北地方発明表彰・全国発明表彰への推薦 等
- 〔青少年の創造性開発・育成〕 少年少女発明クラブの育成・活動支援、全国未来の科学の夢絵画展への推薦 等
- 〔知的財産権制度の普及啓発〕 知財総合支援窓口の設置(相談支援、専門家による相談会の開催、専門家派遣等)、知財セミナーの開催、知財関連書籍の斡旋 等

当会の活動の趣旨に御賛同いただける皆様の入会をお待ちしております。

■ 会員の特典

- 「月報はつめい」(発明協会機関誌)、「発明推進協会NewsLetter」(発明推進協会機関誌)を毎月お送りします
- 発明推進協会が発行している知的財産権制度に関する書籍サービスを行っています
 - 毎年書籍を贈呈します(2～4冊)
 - 購入希望書籍を2割引であっせんします(送料は購入者負担)
- 発明協会及び発明推進協会の会員専用ホームページが利用できます
- 知財に関するセミナー、講習会等の情報をご案内します
- 各種表彰へ推薦します

■ 会員になるには

- 法人、個人の会員種別を設けています
- 会費、加入手続きにつきましては、下記にお問い合わせください

種 別	会 費 (年)	基 準
個 人	10,000円	
法 人	第 1 種	100,000円 資本金10億円以上または従業員1,000人以上
	第 2 種	50,000円 資本金1億円以上10億円未満または従業員300人以上1,000人未満
	第 3 種	30,000円 第1種及び第2種以外

※ 年度途中に入会した場合の初年度会費は、次の通りです(H25年4月1日から適用)。入会金は不要です。

- ・第1四半期の入会 年額の全額
- ・第2四半期の入会 年額の3/4の額
- ・第3四半期の入会 年額の2/4の額
- ・第4四半期の入会 年額の1/4の額

■ 入会の方法

入会申込書を当協会に持参又はお送りください。

※様式はホームページからダウンロードできます。(<http://www.fukushima-i.org>)
ダウンロードできない方は、当協会へご連絡ください。申込書を郵送させていただきます。

■ お問い合わせ先

福島県発明協会事務局(電話:024-959-3351 FAX:024-963-0264)